

会報 えひめ

第138号



▲御三戸嶽



▲伊予農業高校での課外授業



▲松山市総合防災訓練



えひめけん とちか おくちようさしかい
愛媛県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。



□新年の御挨拶

愛媛県土地家屋調査士会	会長	山本明宏	2
松山法務局	局長	大谷勝好	3
愛媛弁護士会	会長	丸山征寿	4
愛媛県司法書士会	会長	光田正	5
愛媛県行政書士会	会長	山本大樹	6
日本土地家屋調査士会連合会	会長	國吉正和	7
日本土地家屋調査士会連合会	名誉会長	岡田潤一郎	9
愛媛県土地家屋調査士政治連盟	会長	松本義男	11

□副会長・各部・センター便り

.....	副会長	井上稔	13
.....	副会長	池川晋一郎	14
.....	副会長	小野勇	15
総務部	総務部長	河本浩志	16
財務部	財務部長	中川清貴	17
業務部	業務部長	竹内匡	18
研修部	研修部長	石川武将	19
広報部	広報部長	栗山純造	20
社会事業部	社会事業部長	藤永守	21
境界問題相談センター愛媛	センター長	徳永哲	23

□支部便り

松山支部	松山支部長	小島裕介	25
西条支部	西条支部長	合田俊行	26
四国中央支部	四国中央支部長	大西洋輝	27
今治支部	今治支部長	矢内原元	28
大洲支部	大洲支部長	浜田佳紀	29
宇和島支部	宇和島支部長	渡邊幸治	30

□会員コーナー Voice

キッズジョブまつやま 2019 について	原田健太郎	31
愛媛会ニュースレター		32

□会員事務所訪問

.....	益田貴之	38
.....	山本真二	39

□事務局便り 会員の異動

.....	事務局	40
-------	-----	----

□編集後記

.....	編集委員	41
.....	会報編集委員	41



新年の御挨拶



❀ 新年のご挨拶 ❀

愛媛県土地家屋調査士会 会長 山本 明 宏

2020年「令和」最初の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から本会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。愛媛会そして土地家屋調査士制度の拡充と更なる発展のため、引き続きご協力とご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

昨年は、30年続いた平成の時代が終わり、令和の新時代が幕開けとなりました。

天皇陛下は、即位礼正殿の儀において即位を宣言され「国民の幸せと世界の平和を常に願う」とお言葉を述べられました。令和の新時代も平和で幸せな日が長く続きますことを心より願います。

ところで、昨年も一昨年と同様に日本全国で自然災害が多く発生しました。特に台風19号の豪雨に伴う被害により関東や東北は甚大な被害に見舞われ、多くの方々が被災し、日本全国は悲しみに包まれていました。そんな中、被災された方々や日本国民を大いに勇気づけたのはラグビーワールドカップでの日本代表の大躍進ではないでしょうか。日本代表が勝利するごとに、選手のみならず日本国民が一つになりました。そして、努力すれば実現できることを選手たちから教えてもらいました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、被災された方々が一日でも早く元の生活に戻れますようお祈り申し上げます。

さて、冒頭でも述べましたが、本年7月、土地家屋調査士制度は70周年を迎えます。昭和25年7月31日土地家屋調査士法が制定され、これまで多くの市民の皆様や関係団体及び関係者の皆様のお力添え、そして諸先輩のご尽力のおかげをもちまして現在まで土地家屋調査士制度が引き継がれてまいりました。

このたび、制度制定70周年を迎えるにあたり、これまで以上に土地家屋調査士が市民の皆様信頼され、そして不動産の安心安全な取引に寄与するためには、不動産登記法を始めとする関係諸法令、職業倫理、高度化する測量技術等の習得のため日々努力する必要があります。そして、次世代の会員が安心して制度制定100周年を迎えることが出来るよう道筋をつけるのも私たちの務めです。そのためには会員の皆様のご協力は勿論のこと、少しだけ意識を変えて頂く必要があります。私が会長に就任し来年度で2期4年の最終年度となります。「ワンチーム」これは、ラグビー日本代表のスローガンですが、ワンチームは一日にして成らず。日本代表も4年間かけ、みんなでチームとしての文化を作り上げました。愛媛会の重点目標である「一体感のある『Team愛媛』の組織作り」もこれに通じる場所があります。会員一人一人が、愛媛会のこと、そして次世代の会員のことを思い共に頑張りましょう。

終わりに、会員の皆様方の益々の御活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。



❀ 新年の御挨拶 ❀

松山地方法務局長 大谷勝好

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会及び会員の皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

貴会及び会員の皆様方には、日頃から登記行政を始めとする法務局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。取り分け、「全国一斉！法務局休日相談所」の開設に当たりましては、本年度も御協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、登記所備付地図の整備は、昨年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において明記されるなど、その重要性は益々高まってきております。当局におきましては、本年度、松山市道後姫塚・石手地区（2年目作業）に続き、松山市枝松・東本地区（1年目作業）において地図作成作業を実施しているところです。この作業においては、皆様の高度な専門知識と技術が必要不可欠でありますので、作業の完了に向けて、引き続き御協力をお願いいたします。

また、社会問題化している所有者不明土地問題については、昨年6月14日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が新しく決定され、表題部所有者不明土地を始めとした所有者不明土地等の解消、登記所備付地図の整備、法定相続情報証明制度の円滑な運用や遺言書保管制度の円滑な導入など、相続登記を促進することが掲げられました。

法務局としましては、所有者不明土地問題を始めとした相続登記の促進が最重要課題となっていることを正面から受け止め、法定相続情報証明制度の更なる推進を図るとともに、昨年11月に施行された表題部所有者不明土地の解消の取組を着実に実施していかなければなりません。

貴会及び会員の皆様方におかれましては、相続登記の促進、所有者不明土地問題の解消に向け、今後とも、より一層の御配慮をお願い申し上げます。

さらに、筆界特定制度は、制度発足から14年を迎えようとしていますが、皆様方には、筆界調査委員として筆界紛争の解決に御尽力いただいているところであり、これまでの御労苦に感謝申し上げます。また、土地の境界をめぐる紛争は、筆界に限らず、所有権の及ぶ範囲についての紛争も含め、総合的な解決が求められていますので、法務局の筆界特定手続と土地家屋調査士会の境界問題相談センター（ADR）との緊密な連携につきましても、引き続き御協力をお願いいたします。

そのほか、オンライン登記申請の利用については、皆様方の御理解と御協力により、その利用率が徐々に上昇しています。当局では、これからも利用者のニーズを把握するとともに、より利用しやすい様々な方策を講じて、更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでいく所存でありますので、貴会及び会員の皆様方におかれましても、引き続き積極的な利用をお願い申し上げます。

最後に、本年も、土地家屋調査士の皆様が、より一層活躍されることを期待いたしますとともに、愛媛県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

新年の御挨拶



❀ 新年のご挨拶 ❀

愛媛弁護士会 会長 丸山 征 寿

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様には、かねてより当会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

私と貴会との関係は、私が故田口光伸弁護士に誘われて貴会の境界問題相談センター愛媛（以下「センター」と言います）の準備会のメンバーになったのが最初のきっかけで、それ以来10年以上のおつきあいになります。

センター設立後はそのままセンターの運営委員に選任いただき、今も運営委員の一員として、センターの活動に協力させて頂いています。

貴会と当会の関係もそのセンターでの協働関係が中心でしたが、センターでの活動から、年1回の他士業交流会と勉強会に発展いたしました。これからも貴会との良好な協力関係の維持発展に努力して参る所存です。

さて、一昨年発生した平成30年7月豪雨災害に際しては、当会も様々な被災者支援活動を行って参りましたが、弁護士単独で行えることの限界を痛切に感じておりました。

貴会の山本会長は、地元での大規模災害であり、現地でも様々な活動をなされましたが、土地家屋調査士だけでできることの限界を感じられたそうです。

その山本会長の、「被災者支援のために、士業が協力できる体制を作るべきではないか」という発言がきっかけになり、当会が呼びかけ人となり、当会と貴会の他、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会、不動産鑑定士協会、建築士事務所協会、建築士協会の合計9団体に法テラスを加えた10団体で、災害時の士業連携のための準備会を立ち上げました。

そして、平成31年1月31日の第1回準備会を皮切りに会合を重ね、令和元年12月には、「災害時における各士業団体相互間における協力に関する覚書」の締結をすることができました。

ただ、覚書締結は被災者支援のための協力関係を築く第一歩に過ぎません。

被災者支援のために何ができるのか、そのためには何をしなければならないのか、非常に重たい課題ではありますが、これまで貴会と当会とで築いた信頼関係があれば、必ず良き方向に進んでいけるものと信じております。

最後になりましたが、貴会及び貴会の会員、職員の皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、私の新年の挨拶といたします。

以上



❀ 新年のご挨拶 ❀

愛媛県司法書士会 会長 光田 正

謹んで新春のお慶びを申し上げます。令和2年が皆様にとって、また愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県司法書士会にとって、つつがない一年となることを期待しています。

昨年は上皇陛下が天皇をご退位されて新しい天皇陛下がご即位され、皇后陛下とご一緒に都内でご即位をお祝いするパレードなされたことは誠に喜ばしい出来事でした。元号も「令和」と改まり、日本らしい新しい時代の始まりを感じることであります。いま改めて「令和」のその意味をひも解けば、「初春の令月にして、気淑（よ）く風和らぎ、梅は鏡前の粉を披（ひら）き、蘭は珮後（はいご）の香を薫らす」、万葉集巻五に収録された梅花の歌の「序」を出典とするとのことで、誠にこの新春にもふさわしいものであります。また、今年では東京で56年ぶりの夏のオリンピックTOKYO2020が開催される予定であり、世界中から日本に人々が集まり、日本の平和と繁栄が注目される年となることも大きな楽しみであります。

さて、現在政府はデジタル社会の早期実現を目指して、国民にマイナンバーカードの普及と利用促進を働きかけ、今後は公的な身分証明書としての利用だけでなく、健康保険証として利用できたり、ポイントで買い物が出来たりするなど計画しその利用拡大を図っています。それらをはじめとする政府のIT国家戦略や規制改革においては、様々な行政手続や制度のIT化による変革が進められており、既成の概念や枠組みを超えて社会が大きく変化していく可能性があり、私たち専門職能もそのような変化に適応していく必要を感じております。新しいところでは、土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、不動産登記令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めないという「調査士報告方式」が令和元年11月11日から運用開始されたこともその証左の一つであります。

また、昨年国会で改正土地家屋調査士法が成立し、土地家屋調査士は、不動産の表示登記及び土地の筆界に関する業務の「専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資する」という使命規定が新たに設けられました。これと並行して改正司法書士法においても、司法書士は、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」と定められましたが、改正土地家屋調査士法は、従来の目的規定が「～業務の適正を図ることにより、～登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する～」といういわば受け身の定め方であったものを、自らの専門職能としての使命を明確に規定したことで、より主体的に業務に精励することを国民に対し約束したもので、意義深い改正であったと考えます。それぞれの制度の重要性を自覚し、国民に理解していただき、私たちの社会的、経済的地位の向上につなげていきたいものです。

終わりに令和2年の年頭にあたり、両会の連携、協力体制が今後も変わらず続き、より強固なものとなりますようお願いして、新年のご挨拶といたします。



新年の御挨拶



❀ 年頭挨拶 ❀

愛媛県行政書士会 会長 山本大樹

あけましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、日頃より行政書士制度に対するご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、昨年は上皇陛下の天皇ご退位と徳仁天皇陛下のご即位により、時代が平成から令和に変わる祝賀ムードの中、(司法書士法及び)土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立・公布されましたことに対しても併せてお慶び申し上げます。

今回の法改正では、専門家としての使命が明記されるなど、今後益々隣接法律専門職としての土地家屋調査士の重要性が増すことと存じますが、遅ればせながら行政書士制度においても、先の臨時国会において行政書士法の一部を改正する法律が可決し、公布されました。土地家屋調査士制度と行政書士制度が共に発展していくことが、国民生活の安定と向上、国民の権利利益の実現に資するものと思われまますので、今後ともお互いに協力し、よりよい関係を築けるよう、よろしく願いいたします。

さて、昨年は御祝いムードの年でもあった一方で、関東地区での台風・豪雨に寄る災害で、多くの被害が発生し、一昨年の西日本豪雨に続いての大きな災害ということで、いつ、どこで災害が起こっても不思議ではない、今までの常識が通用しない時代になったことを痛感させられた年でもありました。昨年の12月には愛媛県においても「愛媛県内での災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書」が調印され、災害時における士業連携がスタートしましたが、西日本豪雨災害における被災者支援を行った経験を両会が十分に活かして、この連携を実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。これからも共に協力し、愛媛の士業連携を発展充実させていくためお互いに頑張りましょう。

末筆になりましたが、今年も貴会会員の皆様にとって実り多き発展の年となることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





❀ 年頭のご挨拶 ❀

日本土地家屋調査士会連合会 会長 國 吉 正 和

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には令和2年の新年を穏やかに迎えられたこと、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から連合会の会務運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

ここ数年の地震や大雨により被災された地域の復旧もまだまだであり、改めて被災された皆様の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

我が国の経済は、隣国との政治的な問題や大国の経済的な衝突から、不安定な要素が増大し、私ども土地家屋調査士の事務所経営も、厳しくなるのではないかと危惧されます。

また、日本が直面している、人口減少、少子高齢化などの現実から発生していると思われる、空き家問題、所有者不明土地の問題に対応するため、法務省では、我々の身近な法律である民法や不動産登記法の改正の議論が進められていますし、国土交通省では、土地基本法や国土調査法等の見直しの議論を行っています。当然、土地家屋調査士の業務に影響がありますので、注視していかなければならないと思います。

昨年6月12日に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、1年6か月を超えない範囲で施行されることとなりました。

土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。これらのことは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものと思っています。

連合会は、連合会会則の改正作業を行うと同時に、各土地家屋調査士会も会の会則を土地家屋調査士法改正に則したものとしていただかなければなりません。時間的な制約がある中、様々な懸案であった規定の整備とともに、これらを成し遂げなければならないという大変さはあると思いますが、単位会の皆様にはご理解を賜りますようお願いいたします。

さて、本年令和2年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。今日までの土地家屋調査士の歩みを振り返るとともに、土地家屋調査士として依頼者・国民に対して何ができるのかを、改めて考える機会としたいと思います。そして、私ども土地家屋調査士と行政機関、関連士業、関連団体そして国民の皆様との「つながり」をキーワードとして、記念行事を計



新年の御挨拶

画しており、その一つとして令和2年10月26日にシンポジウムを予定しています。土地家屋調査士一人ひとりの行動が、制度を築き上げていく基本であると思います。会員の皆様には是非とも出席を賜り盛り上げていただきたいと思っています。これからも、会員の目線に立ち、土地家屋調査士の業務の適正化を図るとともに、地位の向上を目指した環境づくりを行ってまいります。

本年も、役員、事務局職員一同が協力し努力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、愛媛会の会員の皆様、ご家族、事務所職員の方々にとりまして、今年一年がご健勝で明るく実りの多い良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭の挨拶いたします。





❀ 新年のご挨拶 ❀

～土地家屋調査士法一部改正に寄せて～

日本土地家屋調査士会連合会 名誉会長 岡田 潤一郎

新年、明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会会員のみなさま方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。

さて、まもなく東日本大震災から9年という時間が経過しようとしています。昨年も相次ぐ巨大台風による甚大な被害が発生するなど、地球規模での環境変化を体感させられた一年でもありました。被害に遭われたみなさまに、心からお見舞い申し上げますとともに私たちを取り巻く自然や気候は優しい一面ばかりではないことを肝に命じて日々を過ごさねばならないと改めて感じる次第です。

また、昨年は土地家屋調査士法の一部改正法案が6月6日の衆議院本会議において可決成立いたしました。本年夏から秋にかけて予想される法施行に向けて、組織として様々な準備を整える必要があるとともに、法改正の持つ意味を土地家屋調査士一人一人が自覚することがとても重要であります。

既にご存知の方もおられるとは思いますが、土地家屋調査士法の一部改正の内容は、

- ①専門家としての使命を明確化。
- ②懲戒手続きの合理化。
- ③多様なニーズへの対応。

という三つの柱をもって構成されています。①においては、土地家屋調査士法第1条（目的）から（使命）として置き換えられた構造となりました。内容も従来は「この法律は、」で始まりましたが、「土地家屋調査士」を主語として使命を規定しております。さらに、当時、私が日本土地家屋調査士会連合会会長として拘り続けたのが「土地家屋調査士法の定めるところにより」という表現を導入しないことと「筆界を明らかにする業務の専門家」という具体的内容を盛り込むことでした。そして、多くの方々のご理解とご協力により、第1条（使命）「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」という使命規定が誕生したところです。しかし、このことをもって私たちの業務が拡大したわけではありません。あくまでも、広く国民のみなさんと社会から「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」の使命を受け、その責務は従来以上に重くなったと理解し業務を遂行することが大切です。

そして②に関しては、懲戒権者が法務局長・地方法務局長から法務大臣となり、さらには、懲戒事由の発生から7年を経過後は、懲戒手続きを開始しないこととなります。いわゆる除斥期間を新設したこととなりますが、私たち土地家屋調査士の作成する図面情報については、法務局にて永久保存が前提でもありますし、懲戒云々を抜きにして、土地家屋調査士として生きている限り責任を持つ気概と自覚は従来にも増して持続しなければなりません。



新年の御挨拶

次に③については、土地家屋調査士法人を社員（資格者）一人でも設立することが可能となります。事業承継問題や昨今の働き方改革が叫ばれる中での事務所スタッフの待遇等における様々なニーズに対応した形となります。もちろん、メニューとして法的に準備をするわけであって、法人化を強制したり強要するものでないことはご理解いただけたと思います。

以上が土地家屋調査士法一部改正の概要となりますが、成立時の付帯決議にもありますように、今回の改正をもって一段落だと考えるべきではありません。「筆界を明らかにする業務の専門家として資質向上」を目指し、「専門家倫理を涵養させ」、「業務レベル向上のための研修を充実させる」等々、私たちは常に進化を続けねばなりません。その上で、次なる土地家屋調査士法改正に向けた議論と準備を始めるべきです。

今回の土地家屋調査士法第1条（使命）に命を吹き込むのは、日本土地家屋調査士会連合会でも各土地家屋調査士会でもなく、一人一人の土地家屋調査士であることは、紛れもない事実です。新しい年が、表示に関する登記の専門家としての自覚と誇りを胸に、筆界を明らかにする業務の専門家として生き抜く覚悟を醸成し、国民生活の安定と向上を見据えた事業展開を多くの仲間と語り合い、実践していける年となるよう、また愛媛県土地家屋調査士会会員のみなさまにとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。





❀ 年頭のご挨拶 ❀

愛媛県土地家屋調査士政治連盟 会長 松本義男

会員の皆様には、希望に満ちたすがすがしい令和2年の新春をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

日頃から政治連盟の活動に対しまして、ご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

昨年は日本でアジア初のラグビーワールドカップが開催されました。オールジャパンが初のベスト8進出を成し遂げたこともあります。TV報道のゲーム後に勝ち負けを超えた世界の様々な人々の熱狂ぶりと、オールジャパンながら、半分近くは海外出身選手で、様々な国から来た選手たちが、ONE TEAMとなり、強豪国を破る姿は日本中に勇気を与えました。にわかラグビーファンになられた方が多いのではないのでしょうか。

また、昨年は5月1日に平成という時代が終わり、年の途中ではありましたが、「令和」という新しい時代が始まりました。

昭和から平成へ変わった時の日本列島は、昭和天皇の崩御だったこともあり、日本全体が喪に服すように静かに時代が変わりました。しかし「令和」への新しい時代を迎えるときに数日前から特別番組やカウントダウン、また様々な場所でイベントが催され、さながら年末年始のような盛り上がりがあったことを覚えています。

昨年は我々にとっても同様に新しい出来事がありました。それは6月に成立した土地家屋調査士法の一部を改正する法案が成立したことです。なかでも現行の第一条が目的規定であったものが使命規定に改正され、条文が『土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記及土地の筆界を明らかにする業務の専門家として・・・』となり、今日までグレーゾーンであった登記を伴わない取引の為に受任していた境界確定業務が、我々の業務として認められる改正となりました。

この改正は自然発生ではなく、日本土地家屋調査士会連合会が古くより土地家屋調査士法の第3条改正の提案を行い、引き続き同法施行規則第29条改正の提案と進めていました。日本土地家屋調査士会連合会は役所との協議に全国土地家屋調査士政治連盟並びに土地家屋調査士議員連盟の代議士先生に協力を頂き、交渉をしていましたが、どちらの提案も成就しませんでした。

しかし、三団体の粘り強い折衝が実を結び、今回の土地家屋調査士法第1条の改正を勝ち取ることが出来ました。法改正は平成16年の改正以来、15年ぶり、令和の大偉業といえます。

全国土地家屋調査士政治連盟は日本土地家屋調査士会連合会及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と連携し土地家屋調査士制度の充実・発展のための活動を行っています。

単位会の政治連盟は全国土地家屋調査士政治連盟の会員として、会費を払い、全国土地家屋調査士政治連盟は徴収した会費で活動をおこなっています。全国土地家屋調査士政治連盟の活動費は単位会からの会費収入に頼っているのが現実です。



新年の御挨拶

その為に、単位会の土地家屋調査士会員の皆様にはより多くの会員が政治連盟に加入して頂くことが大変重要となります。

まだ加入されていない会員の方には、政治連盟への加入をお願い致します。

日本土地家屋調査士会連合会、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに全国土地家屋調査士政治連盟が、ONE TEAMとなり、今後の土地家屋調査士制度の発展、充実に向けて頑張りましょう。

本年も宜しくお願いいたします。





副会長就任のご挨拶

副会長 井上 稔

この度、副会長に就任しました井上稔です。私は財務部と広報部を担当しております。

2年前に、初めて本会理事になり、今期、副会長ということで、会議等に出席してわからない事が多いので他の役員さんに聞きながら四苦八苦しているところです。

本会の副会長になって半年たつのですが、毎日すごい数のメールが来ます。内容は会務の相談、苦情のことなどなどいろいろです。なかなか大変ですが、一生懸命に取り組んで行きたいと思います。

また担当部のことについてですが、財務部については、中川部長が何年もやられて経験豊富なので、教えてもらいながら、少しでも無駄が出ないように儉約していきたいと思います。

広報部については、未だに土地家屋調査士が世間に知られていない状況です。土地家屋調査士という仕事をもっと多くの方に知って頂き、士業としての社会貢献がどのようにしていくか、栗山広報部長と相談しながら、広報の在り方について根本から考え直していきたいと思っています。

最後に、山本会長を支えながら、ONE TEAMで頑張っていきたいと思いますので、会員のみなさんのご協力をお願いしたいと思います





副会長就任のご挨拶

副会長 池川 晋一郎

皆さん、新年明けましておめでとうございます。

この度、副会長に就任し業務部と社会事業部の担当となりました池川晋一郎です。これまでずっと公嘱協会の役員をしてきて本会会務の事情を知らないまま役員経験だけで副会長を受けてしまいました。事業年度終盤となった今も会務運営に馴染むのに時間がかかっている状況で、事務局の皆さん、各部の部長さん担当理事さんに大変ご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。

昨年6月に土地家屋調査士法が改正、公布されました。第1条が使命規定となり土地家屋調査士は『筆界を明確にする業務の専門家』であることが明文となりました。

また、今年はオリンピックイヤーでもあります。土地家屋調査士制度制定70周年ということで日調連、全調政連、全公連三者一体となり周年事業が予定されています。愛媛会でも社会とのつながり考えた周年事業を予定しております。

今回の法改正や70周年を迎えたことで土地家屋調査士が行う日々の業務は大きく変わることはないでしょうが、土地家屋調査士の未来像を語る年になることを期待しています。会務においては、土地家屋調査士という職業の世の中での位置づけを考え社会とのつながりを重点目標に掲げて邁進する会長を微力ながら支えて任期を全うしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。



つながり

副会長 小野 勇

今年度の活動のテーマの一つは「つながり」でした。

一人の意識や行動が世界を動かすようなこともあれば、集団の意識が一人一人に影響を及ぼすこともあります。

来年度は制度制定70周年の節目の年になりますが、本会の過去の事業（全点不動標識の設置、基準点測量、境界鑑定講座、紛争解決手続など）を振り返ってみても、高みを目指す会員の意識がほかの会員に伝播し、さらに別の会員の意識に変化を起こしました。そしてその会員の意識の変化が、さらにさらに外の会員の意識に影響を与え、またそのことは、会の意識にも変化をもたらし業務の標準となり定着しました。そして、そのことは社会に対しても影響を及ぼし、調査士の標準とする業務が登記制度をはじめとする手続の高度化を促すことにもつながりました。

このように私たち会員は土地家屋調査士という「つながり」によって結ばれ影響を与え合っていますので、役員または会員一人一人が「土地家屋調査士の職責」をどのように意識しているかということ意識することはとても大切なことと思います。なお、これについては、意識していないとしたら、「意識しない」という選択をしたこととなり、その意識が伝播することになり、無関心は無関心をさらに助長させる可能性もあるということですから注意しなければなりません。

繰り返しになりますが、このように会としての活動や会員一人一人の意識は、良くも悪くもさまざまな影響を与えまた及ぼします。

したがって大切なことの一つは、私たち会員の一人一人の「土地家屋調査士の職責」への意識そしてそれを追求し高めることといえます。それによって、私たち土地家屋調査士の使命を果たすことができるようになるように思います。そしてそのことによって、つまり、会員一人一人の意識や行動の高みは、私たちの会や社会へ影響を与えつつ、よりよい未来へとつながっていくことになると思います。

なお、「土地家屋調査士倫理綱領」は私たち会員の職責についての的を射ていると思います。いつもこれを意識しながら職務を全うすることに全力を尽くすことはとても重要なことです。



総務部便り

総務部長 河本浩志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

会務運営に当たりましては皆様の日頃からのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、昨年は5月に平成から令和に元号が改められ記念すべき新しい時代への幕開けに立ち会うことができました。

そして、今年は土地家屋調査士制度制定70周年の記念すべき年に立ち会うことができ、オリンピックイヤーというこれまた記念すべき年に立ち会うことができそうです。さらに個人的な話ですが、私は今年で50周年を迎えることができそうです。自分が50歳になることなんて考えてもいませんでしたが、1970年生まれなので今年は2020年、間違いなく50歳を迎えることとなりそうです。

話を元に戻しまして、今年は土地家屋調査士制度制定70周年記念、今までの土地家屋調査士界を築き上げていただきました諸先輩方に感謝してもしきれない気持ちがありますとともに、この先80周年、90周年、100周年と年を重ねるごと、土地家屋調査士界がさらに発展する様、諸先輩方に負けず劣らず粉骨砕身、50歳の身体にムチ打ち、皆様とともにONE TEAMで奮闘していきたいと思っている今日この頃です。

また、会務におきましても皆様にご迷惑をかけないよう、身を引き締め邁進したいと思っております。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって幸多き素晴らしい一年でありますよう心からお祈り申しあげます。





財務部便り

財務部長 中川清貴

新年あけましておめでとうございます。

財務部長をさせていただいております、大洲支部の中川です。

早いもので財務部長として5回目のお正月を迎えました。昨年は元号も新しくなり新たな時代に向け、新役員となった山本丸の2回目の船出となりました。

平成31年・令和元年度の財務部の活動としては、以前から検討しておりました合同会館の愛媛県土地家屋調査士会の単有部分である3階のカーペットの改修を12月の理事会にて決議し、本年度中の張替えを予定しております。期間としては10日前後掛かるとのことですので、張替えの期間中に会館にお越しの際は、ご協力をお願いいたします。

用紙関係では、前年度から実施された完全オンライン申請(調査士方式)に対応するため、ダウンロードした登記完了書のデータを印刷するための用紙の作成を検討しております。

日本土地家屋調査士会連合会が作成した、制度広報用の「境界確認のお願い」のパンフレットが増刷されることになり、本会でも購入することになりましたが在庫限りとなりますのでお早めにご検討ください。

また、用紙の形式が解りやすい様にするため、用紙のPDF画像を添付した一覧表を新たに作成しました。

次に、財政の収支の関係については、役員の改選があったことにより各部の事業活動の会議が昨年度より多く開催されています。その中でも、次年度は土地家屋調査士制度70周年ということで、本会でも記念事業を行う予定にしており、その計画・準備をする記念事業実行委員が選任されており、財務部としては記念事業のための予算の検討を予定しております。収支についての帳票類のチェックも例年同様行っております。

財務部の活動の基本は、本会の活動費の管理・検討ですので活動内容が年度によって大きく変わることはほとんどありませんが、本年以降も会員数の減少は続くと思込まれますので、将来を見据え、愛媛県土地家屋調査士会の運営及び事業活動をしっかり行える予算組みをしていきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては、本会へのご理解とご協力をお願い致します。



日本土地家屋調査士会連合会
広報キャラクター「地識くん」



業務部便り

業務部長 竹内 匡

新年あけましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年11月11日より「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請または嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略（調査士報告方式）」の運用が開始されました。会員の皆様におかれましては、すでに不動産登記令第13条による申請をされている方もいらっしゃると思いますが、それに加えこの方式であれば、委任状の提出及び書面で作成された添付情報の原本提示が省略でき、登記所へ出向く（郵送する）必要がなくなります。

この方式により申請をする場合にはいくつかの要件があり、簡単にまとめますと、

- ・書面による添付書類を代理人がスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に当該代理人の電子署名を付したものを添付情報とすること。
- ・不動産調査報告情報の「補足・特記事項」に「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」と記録すること。（必ず調査士が原本の確認を行い、スキャンをすること。）
- ・権利に関係する承諾書等が添付情報に含まれる申請は本方式から除外される。
- ・申請情報の「その他の事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録すること。
- ・スキャナにより読み取った電磁的記録が不鮮明でないこと。（300dpiを目安）

となります。

詳しくは、「令和元年10月7日付け法務省民二第187号（依命通知）」及び「調査士報告方式・Q & A」をご確認ください。

私も先日この調査士報告方式により登記申請を行いました。今までよりもさらに便利になったと感じています。今までオンライン申請を利用されていない方も、これを機に利用されてみてはいかがでしょうか。

その他、現在業務部では、ネットワーク型RTK・単点観測法によるGNSS準拠点設置マニュアル（案）を作成しております。これは、例えば近傍に基本三角点等がない地域において、ネットワーク型RTK・単点観測法により恒久的地物（準拠点）に世界測地系による座標を与え地積測量図を作成することを目的とするものです。【平成19年11月26日日調連第283号参照】

災害大国と言われる日本、近年災害が多発しており、南海トラフ巨大地震もいつ発生してもおかしくありません。もし災害があった後、境界復元を依頼された場合、「任意座標なので復元ができません。」で本当にいいのでしょうか？このマニュアル（案）の作成に関しても様々な意見がありますが、業務部一丸となって進めていきますので、今後も皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



研修部便り

研修部長 石川 武将

愛媛県土地家屋調査士会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より本会の会務運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

研修部を担当しております、四国中央支部の石川武将（たけゆき）です（ふりがな必須）。4期ぶりに理事となり、以前は何もできずに（3期もいたのに…）ただ浪費した日々を反省し、今期は自分が与えられた役割・求められるもの・できること・したいことは一体なんなのだと自問しながら、やっぱり自分のペースで日々を消費しています…。ただ、変な言い方ですが、どんな時も常に楽しんで会務にあたるという事は忘れていません。今のところは、ですが。

ところで皆様、研修はお好きですか？必要だと感じますか？業務に直接繋がるものしか興味がありませんか？どのような研修を望みますか？忌憚のないご意見・ご要望を研修部までお届けいただけたらと思います。その期待に添えるかは、そう、私たち研修部次第です！研修部の青田宏之さん（松山支部）、山内良次さん（西条支部）どうぞよろしく願いいたします。

それでは最後に、自己紹介に代えて、あるサイトから引用した「O型・うお座・辰年生まれ」の性格を下記に記しておきます。私対策どうぞ。

Pisces x Leopard Year 0 is a type with a strong sense of improvement. In short, you are a person who loves you, and you are a hobby to improve yourself. For this reason, there is no time for others to see, so I am not interested in other people's rumors or bad habits. There is a place to think about what kind of plus this will be in my future no matter what I do, and I like to talk about it around, so sometimes it is said to be a "troublesome person". However, I feel like people who are interested in self-development. In fact, they are vulnerable to pressure and often fill up at work and in private life. Sometimes it looks like you can afford it and the inside is sick. There is a tendency to work hard beyond physical and mental limits.

いや～どうなのでしょう、「面倒くさい人」っていうところは合っているかもしれませんが…えっ！唐突すぎる？…。私は英語が（も？）不得手なのですが、翻訳アプリのおかげで対応できました。えっ！そういうことではない？すみません。しかし、英語ができる方は、すう～と情報が入ります（羨ましいです…）。また、私の性格が気になる（奇特な）方や…、これを挑戦・挑発だと捉えていただける（フレキシブルな）方は、普段使いのアイテムや、色んなアイデアを駆使して解き明かそうとしてくれます。もちろん素通りする方もいらっしゃるでしょう。そのいずれであってもよいと思います。あなたを創ってきたのはあなたで、これからもそのことに変わりはないのだから。（幼児期は除く、ついでにいつまで除きます？）

英語を勉強しようとする意欲はあるが、'山のフドウ'の如く動きはしないという、矛盾した気持ちと、心のどこかに闇を抱える人間の「説得力のない発言」大変失礼いたしました。さて、着地点が見えなくなってきたのと、ページの都合上この辺で…。あっ、大事なことを…令和2年2月15日（土）に研修会を開催しますので是非ご参加ください。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

ご意見・ご要望・私の性格が知りたい！
などのご連絡は、下記まで



▲PC用アドレス



▲スマホ用アドレス

愛媛県土地家屋調査士会情報発信
用 Facebook 始動。アカウント
をお持ちの方は、「愛媛県土地家
屋調査士会（非公認特命係）」で
検索又は下記 QR コードから





広報部便り

広報部長 栗山純造

あけましておめでとうございます。

伊藤大繕前部長を引継ぎ部長に就任してから8ヶ月になります。まだまだ手探り状態での事業執行ではありますが、

(1) 外部広報活動

- ①「全国一斉不動産表示登記無料相談会」広報のため、チラシ（1000枚）を法務局及び中予の市町へ配布、愛媛新聞及びウイークリーえひめリックに広告を掲載、愛媛CATV「たうんチャンネル」内の「たうん掲示板」にて告知放送
- ②南海放送24時間テレビ「愛は地球を救う」、平成30年7月豪雨災害復興支援企画、「えひめ防災・減災いよゼロプロジェクト」への協賛
- ③愛媛県立伊予農業高等学校での課外授業を実施し、その際に土地家屋調査士試験受験者拡大のためにパンフレットを配布

(2) 内部広報活動

- ①各部の会議録等をホームページに掲載
- ②会務日誌や会務報告を掲載したニューズレターを毎月発行

以上、昨年の広報活動報告になります。

本年は「土地家屋調査士制度70周年」という節目の年になりますので、新たな広報活動への取り組みを検討し、内外部へ土地家屋調査士を発信していきます。

会員の皆様には、広報活動へのご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。



社会事業部便り

社会事業部長 藤 永 守

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃からの本会への会務運営にご協力頂きありがとうございます。皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができました。

さて、社会事業部の活動の一つである世間一般でいう「空き家問題」ですが、愛媛県は住宅総数に対する空き家総数の割合つまり、空き家率は全国7位（約130万戸、約18.1%）。別荘等の二次的住宅を除く空き家率については全国5位（約12.6万戸、約17.5%）となっています。（総務省による「平成30年住宅・戸土地総計調査」より）

また、国土交通省は、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業として、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、建築等の専門家と連携した相談体制を構築する取り組み支援を予算化しました。

愛媛県はこの問題に対し、民間団体や専門機関との連携強化が不可欠であることから、平成30年5月26日産学官が連携する「愛媛県空き家対策ネットワーク」を立ち上げ、空き家対策の課題解決に取り組んでいます。この「愛媛県空き家対策ネットワーク」総会が、令和元年7月25日に開催され、土地家屋調査士会として出席してきました。

さて、ここまで世の中の取り組みや現状を報告してきたのですが、ここから自分が実際に体験した空き家問題について書いていこうと思います。

私の実家は、祖母・父・母の3人暮らしでしたが、数年前に祖母、まもなく父、今年母を亡くし、住人がいなくなり「空き家」になってしまいました。振り返ると、1人暮らしになった母は4年前より施設入居し、そのまま家に帰ることなく亡くなったことから、実際には私の実家の空き家問題は4年前から始まっていましたが、当時は空き家だと認識をしていませんでした。このような状態の空き家は実際にカウントされていないことから、もしかしたら、全国的に空き家問題はもう少し規模が大きいのかもしれません。

上記の総会等に出席していたおかげで、「空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行」となったこと、空き家を特定空家等（*1）にならない為に、空き家バンクの活用方法があること等を説明し、前もって相続人で、実家を放置する危険性や今後の管理について話し合いが出来ました。その後、西予市役所建設課空家対策係に行き、担当者から西予市の取り組み等を聞きました。今後、空き家登録制度を利用し、借主もしくは売却先を探していく予定です。ちなみに西予市では家具等の処分費用の補助金制度や、危険な空き家の除去を一部補助してくれる除去費用補助制度もありました。また、空き家を活用し移住者の受け入れる取り組みを推進し、問題への予防対策も行っていました。

空き家問題は、親世代ではなく、まさに私の年代の問題であることを実感したとともに、私達が専門家の立場で連携していく場面も理解出来ました。国土交通省のモデル事業が進むにつれ、よりしつかりとした相談体制が確立され、空き家対策の担い手がワンストップで対応出来ることもすぐ近い未来です。これまで以上に関係機関・団体との連携を強固なものに出来るよう気を引き締め取り組んでいこうと思います。

最後に、西予市の景色も空気も良い山頂で畑を耕しながら暮らしたい方は、ぜひご一報ください。新しい年が皆様にとって幸多き素晴らしい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

(* 1)「特定空家等」とは、「空家等」であって以下の状態にあるもの

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態





センター愛媛便り

境界問題相談センター愛媛 センター長 徳永 哲

新年に想う ～土地家屋調査士は相談者のことをりかいしているだろうか～

私たちは、相談者のことを正しく理解していると思っではないか。色々な資料の調査や地域の慣習にも長け、一見正しく理解しているように思われる、が、それは相談者の全てではない。

土地の境界に関する相談会で、境界確定訴訟に敗訴した高齢の相談者の話を聴いて気付いた。普段私たちは、相談者から土地に関する情報や各種資料を聞き取り、土地の境界の位置について妥当性があるか、相談者が考えていることに妥当性があるか、蓋然性があるかなどを確認しながら、できる限り相談者の話を聴くことを重視することを心掛けている。ただ、土地家屋調査士の遺伝子は、資料や現地の構造物等の物的資料についつい目を奪われる。そしてそこから、相談者の話には無理があるという思い込みや、時には、その相談者に対して嫌悪感を抱いてしまう時があることも否めない。

相談者は、土地の境界に関する資料や、そこにある自身が作成した資料で境界の位置を説明する。私たちもその資料や現地の写真等を見て、懸命に理解しようとする。高齢の方が作成した手書きの絵図や現地の写真を見ながらお話を聞き、現地の状況を把握するのは、なかなか難しい。

その相談者は、一度家に帰り、大きな紙袋に入ったものを持ってこられた。10年以上も前の裁判に関する資料であった。その高齢の相談者は境界確定訴訟で判決が下りたことを理解していた。最高裁まで争ったことも理解していた。相談会ではその裁判資料を十分に見ることはできなかった。判決は確定していた。

その時私は、判決が下され確定した境界は動かすことができないことだけにとらわれていた。長い相談であったが集中できていたと思っていた。相談者のために懸命に対応して差し上げていると思っていた。だが、次第に私個人の価値観が頭をよぎるようになってきた。境界の争いの幅はわずか十数センチ。この地域の特性を考えると拘り続けることが、全く意味をなさない、と。

私たちは、自身の中にある基準や価値観で相談者をみてしまいがちである。経験豊富な土地家屋調査士ほど、相談者のことを判っていると思うかもしれない。しかし、相談者には人それぞれの望みや重要視してほしい価値観がある。

相談者の価値観を知ることは、境界紛争の解決手段を選択する際に重要となる。土地の境界とは、という観念を押し付けるのではなく、私たちと相談者が、共に目標を設定して、境界紛争の解決を、共に築き上げていくことが重要ではないだろうか。

相談時間は2時間を過ぎようとしていた。高齢の相談者も一頻り思いの丈を話されたように感じた。高齢の相談者は、そっと涙を拭いながら、笑顔で相談会場を発たれた。最後に伝えられたお願いは、私にはどうすることもできないことであった。

ただ、その当時、ADRがあれば、センター愛媛があれば、その高齢の相談者の願いも、と想う。



支部だより

松山支部

松山支部便り

松山支部長 小島裕介

新しい年号の「令和」がスタートした記念すべき年の今年度より松山支部の支部長を承りました小島裕介と申します。

登録して間もなく支部の理事に就任し、その後副支部長の4期（8年）を経て現在に至りますので、あっという間にかれこれ長い時間が過ぎていったような感覚です。

今年度より、前支部長の悲願でもありました班の再編成による支部活動がスタート致しました。まだ具体的に大きく変わった実感は持たれていないと思いますが、この体制を生かして円滑な支部会員間の交流や伝達ができる流れを考えていきたいと思っております。

そのためには、本会会長も掲げておられます「TEAMえひめ」の精神にも沿った想いですが、松山支部活動に始まり、愛媛会の活動を、会員皆様が何らかの役員を担っているぐらいの気持ちで ご協力をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

支部だより

西条支部

西条支部便り

西条支部長 合田俊行

今期、西条支部長になりました合田俊行です。今まで25年ほど土地家屋調査士として業務をさせていただきました。私の実感としまして、この25年の間に土地家屋調査士の知名度も少しは上がって知られて来ました。不動産取引の場面では司法書士と共に重要な位置を占しめ、私人間の境界に関する相談等も確実に増えて来ていると感じています。しかし現在、私達土地家屋調査士にとって大変な時代がやって来たと感じております。時代の変化(高齢化・人口減少)・法令の改正(筆界特定・ADR、本人確認・意志確認、個人情報保護、基準点の設置・使用等)、測量・編集方法の変化(GNNS、ドローン、パソコン及びソフト等)等私が開業した頃からは考えられない変化・進歩をしております。私としてはいつまでこの変化について行けるのか?と日々考えています。これらの変化・進歩はマイナス面だけでなく、私より若く意欲旺盛な会員さんから見れば新しい知識と技術を得て業務の質と量の向上のチャンスとなります。多いに新しい知識技術を吸収して依頼者や官公庁より「調査士さんに依頼して良かった」と言って貰える業務をして下さる事を願っています。ただ私達は基本的に土地を扱う業務でありますので是非ご自分の地域の地図に今一度目を向けて、その地図の成り立ち性格を理解する事に努力をお願いしたいと思います。私も任期の間に支部の皆さんと共に歩めたらと考えています。

支部だより

四国中央支部

四国中央支部便り

四国中央支部長 大 西 洋 輝

新年、明けましておめでとうございます。

平成の終わりに支部長になり、ほどなく時代は令和に代わり、令和元年も終わりを告げ、あっという間に令和2年を迎え、時の流れの早さを痛感しています。

その間、支部長として何をしたか、何ができたか、改めて振り返りながら支部の活動報告を兼ねたいと思います。

- ・毎月第一水曜日（原則）に、支部会員ほぼ全員が集まり、情報伝達・交換を目的とした「水曜会」を開催しました。
- ・7月17日、土地家屋調査士会四国中央支部・司法書士会四国中央支部・法務局四国中央支局の三者間で、登記事務打ち合わせ会を開催しました。
- ・10月2日、土地家屋調査士会四国中央支部・司法書士会四国中央支部合同で、無料登記相談会を開催しました。
- ・12月4日、四国中央支部・四国中央支所共催で、研修会を実施しました。
- ・12月6日、調査士会・司法書士会の四国中央支部合同で忘年会を開催しました。

こうして振り返ると、十分な活動ができたかはわかりませんが、支部会員が集まる機会や、司法書士会との交流が多い事は四国中央支部の特徴だと思います。これは今後も是非受け継いで行きたいと思います。それでは皆様、まだまだ寒い日が続きますが、体調には十分ご注意くださいお過ごし下さい。



10月2日、無料登記相談会の様子



支部だより

今治支部

今治支部便り

今治支部長 矢内原 元

明けましておめでとうございます。

令和最初の新年を迎え会員の皆様にはお慶び申し上げます。

さて、昨年の今治支部の活動を簡単に報告させていただきます。

1. レクリエーション活動

6月15日 今治市の湯ノ浦温泉四季の湯ビア工房」において開催し、温泉に浸かった後、ビールを片手に支部会員の親睦をはかりました。

2. ボランティア清掃

9月28日 例年通り今治市の織田ヶ浜海水浴場にて実施いたしました。

出席して頂いた会員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

3. 忘年会

11月29日 16名の会員でワイワイと、楽しく過ごし令和2年への英気を養いました。

本来ならば、7月に研修会を予定していましたが、開催出来なく2月に研修会を予定しています。

以上が、昨年の支部活動でした。

今年も、今治支部会員一同よろしく願いいたします。簡単ではございますが、活動報告並びに新年のご挨拶とさせていただきます。

支部だより

大洲支部

大洲支部便り

大洲支部長 浜田佳紀

令和元年6月15日から16日にかけて、土地家屋調査士会大洲支部の主催で支部旅行に行きました。姫路から神戸方面で、1日目は主にバス移動で姫路市の灘菊酒造で食事をした後に美術館に行き、夜は宴会で盛り上がりました。2日目は神戸市で生田神社にお参りをした後、北野観光（異人館散策）を自由行動でそれぞれが行い、その後中華街で昼食をとり、少し中華街を散策してから午後はまたバスで帰途につきました。

参加者は14名でご家族連れでの参加も多く、普段なかなかできない会員同士の交流も図ることができました。

会員それぞれに楽しむことができたと思いますし、私も参加できてよかったです。

令和元年6月21日に大洲市の「にし川」で令和元年度愛媛県土地家屋調査士会大洲支部の第1回役員会を開催いたしました。

事業計画について協議をおこない、今後の予定の方針を定めました。

主な執行計画について

7月…法の日登記相談会 7月31日に計画。

9月・10月…非調査士調査

12月…忘年会

3月…会計監査、支部役員会

その他研修会を2回実施予定

①調査士OBの方へ協力いただき、現役調査士との座談会

②宇和島支部との合同研修

と定めました。

7月27日に法の日相談会を例年通り大洲市、八幡浜市、西予市に会場を設けて行いましたが、水害の影響が薄れてきたのか、いずれの会場も相談者は少なかったです。

昨年同時期のことを思い返すと、とても思い出すのが辛いことも多くありましたので、困っている方が少ないということは、いいことでもあるとも思いました。

令和元年10月5日に第1回大洲支部研修会を「調査・測量等業務上の注意点」というテーマで座談会形式にて開催をする予定になっていましたが、講師の先生の急な事故があり、いったん中止となりました。

以上、昨年いろいろありましたが、年を取るごとに月日が流れるのは誠に早いと感じております。

本年も会員の皆様におかれましては、変わらないご協力をよろしくお願いいたします。

支部だより

宇和島支部

宇和島支部便り

宇和島支部長 渡邊幸治

新年あけましておめでとうございます。

入会15年目で支部長を拝命して10ヶ月、頼りない私を宇和島支部会員の皆様に温かく支えていただき支部長の責務を何とか果たせているのではないかと感じております。支部会員の皆様、有難うございます。

さて、宇和島支部の今年の大きな活動は9月に司法書士宇和島支部と合同研修旅行を実施いたしました。合同では9年ぶりです。

今回は旅行会社を通さず、インターネットで調べ、運転手付きの貸バス、宇和島フェリー往復、ホテル、夕食の料亭、門司港焼カレー等の予約と船内の弁当、飲物、つまみを自分達で買い出しする方法で1泊2日の工程で小倉・門司・下関をリーズナブルに巡ってきました。

旅行中、調査士・司法書士の親睦も深まり大変盛り上がった旅行になりました。

また、11月11日から実施された「土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い」と「登記識別情報の通知の方法及び登記完了証の交付の方法に係る法務大臣が定める場合の変更」について11月22日に法務局宇和島支局で三者協議会（調査士会員・司法書士会員・法務局職員）において法務局と協議を行いました。

歴代の支部長が築いてきた事を次の支部長に繋げられるように精進して参ります。

今年も宇和島支部を宜しく願い申し上げます。

キッズジョブまつやま 2019 について

松山支部 原 田 健太郎

明けましておめでとうございます。

昨年 12 月 8 日、松山市小中学校 P T A 連合会と公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団との共同主催事業である「キッズジョブまつやま 2019」が、松山市総合コミュニティセンターで開催されました。これは松山市内の小中学生を対象として、様々な職業の内容を理解し、肌で感じ、体験するイベントです。松山支部はこのイベントに 2017 年から出展しており、毎年、小学 4 年生から 6 年生の生徒に土地家屋調査士の仕事を授業形式で体験して頂いております。授業は 1 コマ 45 分、コマ毎に生徒が入れ替わり、今年の 1 コマあたりの生徒数は 4～9 人で計 4 コマ行いました。

始めに、生徒が理解しやすいようアレンジした土地及び建物の登記事項証明書、地積測量図等を使用して屋内で座学を行いました。その後、屋外にて、境界の認識が地権者間で相違するという設定で松山支部理事による寸劇を行い、それを見た生徒から、座学で使用した地積測量図を参考に、正しい境界を確認する方法について意見を発表して頂きました。

その後、境界標にピンポールを立てる生徒と、器械でそれを観測する生徒に分かれて、順番に測量体験をして頂きました。生徒の多くは登下校時に道路で測量している人を見たことがあるとのこと、皆さん興味を持って観測していました。

その後屋内に戻り、地目と建物の種類についてのクイズに回答して頂き、答え合わせの後皆さんにキッズ調査士認定証を手渡しして終了となりました。

調査士の仕事に最初から興味を示して授業に申し込んでくれた生徒の他に、他の職業の授業を希望して振り替えて調査士の授業に来てくれた生徒もいましたが、調査士の仕事を体験したことで、将来調査士になりたいと思う生徒が出てきてくれたら幸いです。

今年もキッズジョブまつやまに出展する予定ですので、会員の皆様にはご協力の程、宜しく願い申し上げます。



愛媛会ニュースレター

愛媛県土地家屋調査士会

2019.07.04

ニュースレター

1号

会務日誌

(6月)

- 1日 新旧正副会長会
令和元年度土地家屋調査士新人研修(～3日)
- 7日 第1回役員研修会
第2回理事会
第1回支部長会
監事会
各部事務引継ぎ(各部会)
第39回四国税理士会愛媛県支部連合会定期総会懇親会
- 8日 令和元年度九州ブロック定時総会(～9日)
- 12日 令和元年度愛媛県社会保険労務士会通常総会懇親会
- 14日 令和元年度四国ブロック協議会監査会
令和元年度四国ブロック協議会第1回理事会
- 18日 第76回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(～19日)
- 24日 第1回境界問題相談センター愛媛調査士運営委員会

- 第1回境界問題相談センター愛媛運営委員会
- 28日 第1回綱紀委員会
- 第2回合同会館管理運営合同委員会
- 29日 令和元年度第1回共催研修会



研修会等のお知らせ

●弁護士と土地家屋調査士の士業勉強会及び交流会

交流会は、弁護士と土地家屋調査士が互いの業務についての理解を深めること、また、ビジネスパートナーとしての出会いを目的として開催しております。
この機会に是非ご参加ください。

○勉強会

日時：令和元年8月2日(金)16:00～17:20
場所：ホテルマイステイズ松山 3F「スタールーム」
内容：隣接地の所有者が不明な場合の境界確定等の手続きについて ～事例を検討～

○交流会

日時：令和元年8月2日(金)17:30～19:30
場所：ホテルマイステイズ松山 1Fレストラン
定員：30名(弁護士15名、土地家屋調査士15名)
参加費：男性4,000円、女性3,800円(飲食代込み)

市民からの苦情

当会の事務局には、市民の方より土地家屋調査士に対して、様々な苦情が寄せられております。

- 費用について、十分な説明がなかった。
- 業務が遅延している。それについて説明もない。
- 土地所有者の了承なく、敷地に入っている。
- 調査士と連絡が取れない。等

業務を行うにあたっては、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行ってください。

第2回理事会報告

6月7日(金)、令和元年度第2回理事会におきまして、新役員の分掌等が審議され、以下のとおり承認されました。

総務部：河本浩志(部) 渡部真一 松浦 世
財務部：中川清貴(部) 青田宏之 松浦 世
業務部：竹内 匡(部) 青田宏之 小野周平
松本太郎

研修部：石川武将(部) 青田宏之 山内良次
広報部：栗山純造(部) 松本太郎 益田貴之
社会事業部：藤永 守(部) 水野敬三 松浦 世

境界問題相談センター愛媛運営委員：
徳永 哲(長) 栗山純造 小島裕介 河本浩志

※(部)：部長、(長)：運営委員長(センター長)



2年間よろしくお願いたします。

今月の会長ひとこと



あれから間もなく一年が経ちます。
昨年の7月7日は私たちにとって忘れられない日となりました。

6月29日、四国地方は平年より約21日遅れて梅雨入りしました。

今年も豪雨災害が心配です。会員の皆様、平時より災害時の心がまえを持っておきましょう。そして、災害発生時には安否確認の連絡を本会までお願いいたします。

愛媛県土地家屋調査士会

2019.08.01

ニュースレター

2号

会務日誌

(7月)

- 5日 令和元年度四国ブロック協議会定時総会
(～6日)
- 6日 不動産無料相談会
- 8日 第4回愛媛県災害時の士業連携のための準備会・意見交換会
- 10日 無料登記相談会
- 12日 日本ADR協会主催シンポジウム
- 13日 地籍問題研究会第25回定例研究会
- 16日 愛媛CATV収録
- 18日 総務部打合せ(会への問合せ対応)
- 19日 第14回土地家屋調査士特別研修(基礎研修)
(～21日)
第2回綱紀委員会
- 25日 令和元年度愛媛県空き家対策ネットワーク総会
- 27日 第2回業務部会
第2回研修部会
第1回表示登記研究委員会

全国一斉不動産表示登記無料相談会(大洲市、西予市、八幡浜市)

31日 全国一斉不動産表示登記無料相談会(松山市)



本年の事務局の夏季休暇は、下記のとおりです。期間中はご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

記



夏季休暇期間：令和元年8月13日(火)～8月16日(金)

士業団体による連携準備会

災害時における各士業団体相互間における協力に関する覚書の締結にむけての準備会の開催

当会を含む各士業団体は、災害時の被災者に対する相談等の活動および様々な紛争解決等にむけた活動を協力しておこなうものとして、現在、覚書の締結に向け協議を行っております。

詳細については、後日報告いたします。

覚書締結予定の各士業団体 ※予定

- 愛媛弁護士会
- 愛媛県司法書士会
- 愛媛県社会保険労務士会
- 四国税理士会愛媛県支部連合会
- 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会
- 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会
- 公益社団法人愛媛県建築士会
- 愛媛県行政書士会
- 愛媛県土地家屋調査士会



広報レポート

愛媛県立北宇和高等学校地元企業説明会の開催

鬼北町役場より「鬼の町で暮らす・働く支援事業」という地元の北宇和高校生を対象に地元企業説明会の案内をいただきまして、7月3日に参加いたしました。

いろいろ難しい話をしてもいけないと思い、①都会でなくても地元でできる仕事であること、②年齢、性別、学歴等に関係なく誰でも受験できる国家資格であること、を重点に学生の皆さんに説明をいたしました。

説明した全員がこのような仕事・資格があることを初めて知ったということで、微力ながらも土地家屋調査士の広報ができたのかなと思っております。

いつの日か学生の皆さんのどなたか一人でも土地家屋調査士として地元に戻っていただければ幸いです。

宇和島支部 毛利潤也



市民からの苦情

市民からの苦情は、土地家屋調査士だけでなく、その補助者が行った行為に対しても、寄せられております。

○ 補助者に伝えていたことが、調査士に伝わっていない。

○ 補助者が全て業務を行っているのではないかと。

補助者及びその他業務に従事する者には、常に指導監督を行い、その業務を包括的に行わせることがないようご留意いたします。



今月の会長ひとこと

梅雨が明け、暑い日が続きますが会員の皆様におかれましては、お夏は御座いませぬでしょうか。

さて、高校野球愛媛大会も終わり、宇和島東が9年ぶり9度目の夏の甲子園出場を決めました。「牛鬼打線」復活で甲子園での快進撃を期待します。

また、7月31日は「土地家屋調査士の日」でした。今年で制度制定69周年を迎えることとなりました。来年は区切りの70年となります。会員の皆様、この土地家屋調査士制度が今後50年、100年続くよう共に尽力いたしましょう。

会務日誌

- (8月)
- 2日 第2回境界問題相談センター愛媛運営委員会
弁護士と土地家屋調査士との士業勉強会及び交流会
 - 8日 宇和島市災害復旧事業・用地取得検討プロジェクト
チームのワーキング
 - 13日 事務局夏季休暇(～16日)
 - 21日 第3回綱紀委員会
 - 22日 司法修習生実務修習(～23日)
 - 23日 第14回土地家屋調査士特別研修(集合研修)(～24日)
 - 25日 第14回土地家屋調査士特別研修(総合講義)
 - 26日 令和元年度松山市総合防災訓練打合せ
第5回宇和島市災害復旧事業・用地取得検討プロジェクト
チーム検討会
 - 30日 第2回社会事業部会

- 第3回総務部・財務部合同部会
- 30日 調査士の制度及び地位の向上に関する組織の役割と
取り組みについての意見交換会
- 31日 令和元年度第1回四国ブロック協議会会長会



士業勉強会・交流会報告

弁護士との士業勉強会及び交流会の開催

8月2日(金)、ホテルマイステイズ松山におきまして、弁護士との士業勉強会及び交流会が開催されました。当日は、弁護士15名、土地家屋調査士21名が参加され、互いの業務について理解を深めることができました。当勉強会及び交流会は、好評につき来年も開催を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

○ 勉強会事例

- 事例1 隣接地所有者が不明である場合に筆界特定制度を利用したケース
- 事例2 位置指定道路所有者が解散していたケース
- 事例3 43条2項道路の代表清算人に相続が発生していたケース
- 事例4 隣接地所有者に連絡がつかない場合に筆界特定制度を利用したケース



研修会の予定

今年度の研修会は、下記の日程を予定しております。詳細につきましては、後日ご案内いたします。

記

研修会予定日：令和元年11月2日(土)
令和2年2月15日(土)



※ 日程は、都合により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

司法修習生実務修習報告

司法修習生の実務修習の実施

8月22日、23日、愛媛弁護士会の依頼により、司法修習生の選択型実務修習を実施しました。当日は、司法修習生2名が参加され、徳永センター長及び河本総務部長が対応しました。

○ 主な修習内容

1. 本研修を開催するにあたり
2. 土地の境界に関する基礎知識
3. 土地家屋調査士の調査業務
4. 14条地図作成事業及び地籍調査事業の概要
5. 筆界特定制度について
6. 実際の裁判例を読む
7. 土地家屋調査士ADRについて
8. 建物の表示に関する登記について
9. その他の土地家屋調査士業務



今月の会長ひとこと

先月28日、九州北部は記録的な大雨に見舞われ、車や歩行者が流されるなど大変な被害に見舞われました。被害に遭われた全ての皆様にお見舞い申し上げますと共に災害対策に尽力されております皆様方に敬意を表します。さて、9月となり朝夕は幾分涼しくなりましたが、日中の暑さはまだまだでございます。また今後、大雨や台風の被害も心配されます。会員の皆様におかれましては体調管理にご留意頂くと共に災害対策にも十分ご留意願います。

会務日誌

(9月)

- 4日 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(四国中央)
- 5日 「消費者の相談体制の整備事業」連携に向けた令和元年度事業説明会
- 6日 第3回業務部会
(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会令和元年度定時社員総会
- 7日 第2回表示登記研究委員会
第14回土地家屋調査士特別研修(考査)
- 10日 第5回愛媛県災害時の士業連携のための準備会
- 11日 無料登記相談会
- 12日 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(宇和島)
- 13日 ホームページリニューアル打合せ

- 第3回部長会
- 17日 愛媛県立伊予農業高等学校課外授業打合せ
- 18日 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(西条)
- 24日 センター運営委員打合せ
第3回境界問題相談センター愛媛運営委員会
- 25日 第4回綱紀委員会
- 27日 第2回支部長会
第3回理事会打合せ
第3回理事会
- 28日 正副会長会



士業団体による連携準備会

災害時における各士業団体相互間における協力に関する覚書の締結にむけての準備会の開催

9月10日、第5回災害時の士業連携のための準備会が開催され、愛媛県内での災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書案について、協議を行いました。当日協議された覚書案の一部をご紹介します。

(目的)

第1条 この覚書は、各士業団体相互の協力関係を強化し、法律、税務、不動産、建築等に関するそれぞれの専門性、役割、資源を活かして、災害時に被災者支援活動をおこなうことを目的とする。

(協力事項)

第2条 各士業団体は、災害時の被災者に対する相談等の活動および様々な被災者支援にむけた活動を協力しておこなうものとする。

※ 案のため、今後変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

研修会の予定

11月2日(土)の研修会は、下記の内容を予定しております。詳細は、後日ご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

記

日時：令和元年11月2日(土)13時00分～17時00分
場所：愛媛県土地家屋調査士会合同会館 4階大会議室
内容：「改正土地家屋調査士法に関して」
講師：岡田潤一郎会員(前日本土地家屋調査士会連合会会長)
「調査士カルテMap」説明会
講師：株式会社ゼンリン 担当者

理事会報告

令和元年度第3回理事会の開催

9月27日(金)、令和元年度第3回理事会におきまして、以下の議案が審議され、いずれも承認されました。

- (1) 宇和島支部規則の一部改正について
 - (2) 愛媛県内での災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書の締結について
- 加えて、以下の事項について、協議を行いました。
- (1) 令和元年度事業計画執行について
 - (2) 令和元年度事業予算執行について
 - (3) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

詳細は、後日ホームページに掲載される議事録を確認ください。



今月の会長ひとこと

暑さ寒さも彼岸まで。朝夕めっきり涼しくなり、ようやく秋が始まった感じがします。

現在、ラグビーワールドカップが日本で開催され盛り上がりを見せている一方、台風15号による被害で今も辛い思いをされている方が多くいます。特に千葉県南部は甚大な被害に見舞われ、報道によると「人員不足のため被害認定調査が進まず罹災証明の発行に長期間を要し、生活再建の遅れが危惧されている」とのこと…。心が痛みます。豪雨災害の経験を生かし、何か出来ないか思い巡らす今日この頃。被災した全ての方々が少しでも早く元の生活に戻られるよう心よりお祈り申し上げます。

愛媛県土地家屋調査士会

2019.11.1

ニュースレター

5号

会務日誌

(10月)

- | | | |
|-----|---|-------------------------|
| 2日 | 四国中央支部無料登記相談会
土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(今治)
第3回表示登記研究委員会 | 調査(砥部) |
| 3日 | 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(松山)(~4日) | 16日 令和元年度松山市総合防災訓練全体説明会 |
| 4日 | 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査(大洲) | 17日 愛媛県立伊予農業高等学校課外授業 |
| 6日 | 全国一斉!法務局休日相談 | 21日 第2回広報部会 |
| 8日 | 登記簿等の公開に関する事務の民間競争入札に係る評価委員候補者の推薦に関する打合せ | 第1回会報編集委員会 |
| 9日 | 無料登記相談会
第1回全国会長会議(~10日) | 23日 第3回研修部会 |
| 10日 | 土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による | ホームページリニューアル打合せ |
| | | 25日 第4回総務部・財務部合同部会 |
| | | 愛媛県との平成30年7月豪雨に関する打合せ |
| | | 第1回注意勧告理事会 |
| | | 27日 第34回日調連親睦ゴルフ千葉大会前夜祭 |
| | | 28日 第34回日調連親睦ゴルフ千葉大会 |
| | | 30日 第4回表示登記研究委員会 |
| | | 31日 令和元年暴力追放県民大会 |

課外授業報告

愛媛県立伊予農業高等学校課外授業の実施

令和元年10月17日(木)に愛媛県立伊予農業高校環境開発科2年生を対象に、下記のとおり課外授業を行いました。

- (1)土地家屋調査士について
講師 広報部長 栗山 純造
- (2)土地家屋調査士のしごと
講師 松山支部長 小島 裕介
- (3)土地家屋調査士の仕事と測量会社の仕事のかかわり
講師 松山支部理事 岡田 直樹
- (4)境界立会寸劇・測量実習
講師 松山支部副支部長 原田 健太郎、山内 伸也
神明 剛
松山支部理事 赤松 達則、伊佐岡 雅之
古坂 直己、山内 長生
下橋 英介

今回の授業を行う前から土地家屋調査士を知っていた生徒はごく少数でしたが、講師の方々のおかげで、授業中や終了後に「どうすれば土地家屋調査士になれるのか?」といった質問があったり、非常に興味を持って真剣に受講していたと思います。

今回のような活動の成果が出るのは、10年後、20年後かもしれませんが、受講者の中から土地家屋調査士になる生徒がいるだけでなく、土地家屋調査士を知ってもらえるだけで、土地家屋調査士業界に有益な活動であると感じました。

次ページに受講生からのアンケート結果を掲載します。

報告者 広報部



今月の会長ひとこと

朝起きて隣の屋根を見ると薄ら霜が積もっていました・・・もう11月ですね。
今年も残り2カ月です。会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか?

先月も、日本各地は記録的な大雨に見舞われ甚大な被害を受けました。被災された全ての皆様に心よりお悔やみとお見舞い申し上げますと共に、一日も早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

今回の災害により、関東・東北地方が甚大な被害を受け、今も辛い思いをされている方が多くいると連日報道されています。その被災された皆様に勇気と希望を与えたのは、ラグビーワールドカップでの日本の快進撃と「ZOZOチャンピオンシップ」でのタイガー・ウッズの優勝ではないでしょうか。私たち土地家屋調査士も微力ではあるかもしれませんが、被災された皆様に勇気と希望を与えられる「何か」を考えるときだと思います。

さて、既に会員の皆様には連絡のとおり、私たちの悲願である「調査士報告方式」によるオンライン登記申請が11月11日より運用されます。これは、連合会・前岡田会長の尽力により実現されたものです。概要を簡単に説明いたしますと、一定の条件はありますが、調査士が添付情報(電子データ)に電子署名してオンライン申請した場合、委任状を含め全ての添付情報の原本提示が省略される、いわゆる完全オンライン登記申請が可能ということになります。なお、詳細については追って業務部よりお知らせいたします。

これまで、あまりオンライン申請を利用していない会員の皆様もこの機に是非ともご利用下さい。



愛媛県土地家屋調査士会

2019.12.2

ニュースレター

6号

会務日誌

(11月)

- | | | | |
|-----|--|-----|----------------------------------|
| 2日 | 第2回業務研修会 | 16日 | 第10回土業親睦ゴルフコンペ |
| 8日 | 令和元年度第1回松山支部研修会
懲戒処分者指導
法務局との電子申請における調査士報告方式についての打合せ | 17日 | 第86回四国司法書士・土地家屋調査士親善ゴルフ大会 |
| 9日 | 令和元年度四国ブロック協議会第2回理事会・会長会・各部会
地籍問題研究会第26回定例研究会 | 19日 | 愛媛県用地課との打合せ |
| 10日 | 令和元年度松山市総合防災訓練 | 20日 | 宇和島市災害復旧事業・用地取得検討プロジェクトチームのワーキング |
| 13日 | 無料登記相談会 | 25日 | 第4回センター運営委員会 |
| 15日 | 第3回社会事業部会
第4回業務部・研修部合同部会
第5回総務部・財務部合同部会
第5回綱紀委員会 | 27日 | 国民年金基金への加入の促進に関する説明会（電子会議） |
| | | 27日 | 第3回業務研修会打合せ |
| | | 28日 | 第4回部長会 |



松山市総合防災訓練報告

令和元年度松山市総合防災訓練への参加

松山市より、同市との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」に伴い、防災関係機関の活動能力の向上と連携強化のため、総合防災訓練（被災建物被害調査訓練）への協力依頼があり、当会も参加しました。当日は、倒壊家屋を想定した建物の周辺で、建物の被害の模擬調査を行いました。



事務局からのお知らせ

事務局の年末・年始休みについて

当会事務局の年末年始休業日は、下記のとおりとなります。期間中はご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事務局の年末・年始休業期間
令和元年12月29日（日）～令和2年1月3日（金）

※ 12月27日（金）は仕事納めのため、事務局は午前中のみ業務を行います。

第2回業務研修会報告

令和元年度第2回業務研修会の開催

11月2日、当会におきまして、第2回業務研修会が下記のとおり開催されました。

「調査士カルテMap」は、日本土地家屋調査士会連合会監修のもと、株式会社ゼンリンが制作した調査情報の保全と業務効率化を同時に実現する管理システムです。システムの詳細は、日調連ウェブサイト「会員の広場」内に掲載されております。

日時：令和元年11月2日（土）13時00分～17時00分
場所：愛媛県土地家屋調査士会合同会館 4F大会議室

内容：第1部「改正土地家屋調査士法に関して」
日本土地家屋調査士会連合会
名誉会長 岡田 潤一郎
第2部「調査士カルテMap」説明会
株式会社ゼンリン

参加者：第1部：36名（うち他会1名）
第2部：25名（ # # ）



今月の会長ひとこと

月日の流れるのは早いもので、気がつけば師走です。最近私の周りでは寒さのせい、なんとなく疲れやすさを感じる、体の不調が続いたりする方が多くなっています。今年の仕事は今年の内。会員の皆さんにおかれましても、体調管理を万全にして日常業務に支障をきたさないようにご留意願います。

さて、来年は「土地家屋調査士制度制定70周年」を迎えます。愛媛会といたしましては周年事業等を何点か検討中でございます。時期が来ましたらご報告させていただきますのでその節はご協力の程宜しく願います。

終わりに、昨日、虹を見つけました。虹を見た人には幸運が訪れる、とも言われています。来年、愛媛会の会員の皆様方に幸運が訪れること祈念いたします。今年もお世話になりました。良いお年をお迎えください。

会員事務所訪問

大塚伴徳会員事務所訪問 編集委員 益田貴之

今回の事務所訪問は宇和島支部の大塚伴徳会員の事務所にお邪魔しました。今年度より支部役員に就任し、眺望の良い事務所で元気に活動されています。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 地理学を専攻していたのでわりと近いかと

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ 良かった点は、お客様から「ありがとう」と感謝の気持ちを頂いたこと
悪い点は、お客様から害虫駆除業者と間違われることがある

? 趣味

☞ サーフィン、陸上競技短距離種目

? 長所

☞ 熱中したものは何でも極めたがる性格

? 短所

☞ 散らかしたら片付けないこと

? 今、一番したいと思うこと

☞ 余裕ができれば、いろんな所を廻りたい。

? これからの目標

☞ お金を貯めて船を買う

会員事務所訪問

井住隼人会員事務所訪問 編集員 山本真二

大洲支部から八幡浜市にある井住隼人会員事務所を訪問しました。
仕事も趣味もエネルギッシュに取り組んでおられます。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 不動産に興味があったため

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ 良かった点は、自由な時間が増えたことです。
悪かった点は、一人で業務、雑務をこなさなければならないことです。

? 趣味

☞ 釣り・バドミントン

? 長所

☞ よく笑うところ、

? 短所

☞ 面倒くさがり。

? 今、一番したいと思うこと

☞ 旅行

? これからの目標

☞ 無理なく自分のペースで働くこと。

編集 後記

kaiho EHIME vol.136

今年も会報編集委員をさせていただきました。お忙しい中寄稿していただきました皆様、編集作業に携わられた編集委員の方々、事務局職員の皆様に心より感謝いたします。本年も皆様にとって良い年でありますようお願い申し上げます。

益田 貴之

新人で実務経験が無いなか初めて会報編集に関わらせていただき、たいへん勉強になりました。編集委員の先輩諸氏、事務局のみなさんに感謝いたします。

山本 真二

ご多忙にもかかわらず、今年もたくさんの方にご寄稿頂きありがとうございます。編集作業に携わせて頂き、たくさんの事を学ぶ事ができました。ありがとうございます。

本年も皆様にとって良い年でありますようお願い申し上げます。

神野 峰好

今年初めて会報編集委員をさせていただきました。普段の業務と違い良い経験をさせていただきました。お忙しい中、寄稿頂いた方々をはじめ発行にご協力して頂いた皆様大変ありがとうございます。

松本 太郎

会報編集をさせて頂きましたが、2回の委員会でまとめなくてはならず、非常に大変でした。今年は70周年記念になりますので、来年の会報誌は特別なものになる予定です。早めに準備をしていきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力をお願い致します。

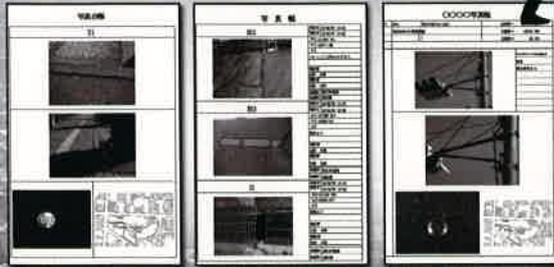
栗山 純造

今まで、あまり会報の中身を気にしたことがない私が、会報編集委員になりました。今回、会報編集に携わり、多くの方々のご協力の元に作成されていることを、実感しました。寄稿を頂いた方々には、大変感謝いたします。本年も良い年でありますようお願い申し上げます。

蝶野 公治



AND THEN
THERE WAS
ONE
2020



Transforming The Way The World Works

Trimble Solutions

～世界の現場を変革する～

スキャニングトータルステーション
Trimble SX10

最先端を結集した受信機
Trimble R10 GNSS

拡張可能な Scalable 受信機
Trimble R8s GNSS

世界基準のサーボトータルステーション
Trimble シリーズ

利便性と高性能を追求した
超小型・軽量マニュアル
Trimble C5

スキャニングトータルステーション
Trimble SX10 コントローラ



株式会社ニコン・トリンプル

www.nikon-trimble.co.jp

Total Support Center

株式会社

TSC

株式会社 T S C

香川県高松市東山崎町 73-10

TEL 087-847-6448

FAX 087-847-6708

www.tsc-tp.com



好評発売中! 土地家屋調査士システム“表”V11

調査報告書新様式に対応!

申請地や隣接地の登記情報を取り込んで物件や所有者情報を反映したり、申請書や立会確認書など各書類で入力したデータが自動反映します。Excelファイルへ出力して編集・調整することも可能です。



登記情報読取機能を一新!

地番検索サービスなど新たな指定方法の追加、取得スピードの向上、登記情報出力機能の強化等、“表”の登記情報読取機能がますます便利になりました。



登記識別情報自動反映機能! (QRコード読み取り)

QRコードをバーコードリーダーやスキャナ等の機器を使用して読みとり、読み取った情報から適切な情報をソフトウェアに自動反映できます。



会計ソフトへの連携対応!

“表”の請求・入金データが「弥生会計」「会計王」で簡単に取り込みできます。



法律とコンピューター

株式会社リーガル

<http://www.legal.co.jp/>

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248-3
 東京営業所 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-40 光丘四谷ビル8F
 名古屋営業所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F
 大阪営業所 〒540-0023 大阪市中央区北新町1-1 千倉ビル201
 福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル6F

TEL 089-957-0494
 TEL 03-5360-1755
 TEL 052-856-2090
 TEL 06-6940-3440
 TEL 092-432-9078

【新刊案内】

実務に直結! ~事例と書式で具体的に解説~



区分建物表示登記に関する事例と実務

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合規約、合意規約

伊藤直樹 監修 遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円+税

- 分譲したい、二世帯住宅で個々に登記したい、賃貸物件の一部を他社に譲渡したい、一部に抵当権を設定したい等、所有者の要望に合わせた検討が必要となる区分建物の表示に関する登記について、実務に精通した著者が、実務上の手続や問題点の検討を重ね、土地家屋調査士が知っておくべき知識や情報を集積。
- 事例や登記申請書を交えて、基礎から実践までを具体的に解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の

**偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

特徴1

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、
自宅等に保管中に
盗難にあった。



等

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

特徴2

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度): 42,940円

動産総合保険(個別加入): 64,800円

※縮小支払割合90%、免責15万円適用

**約34%
割安**

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

新

最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ

WMV映像ダウンロードタイプ

毎月1日
開講!
入学随時!



内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。
本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材「(択一)新・合格ノート」と「書式攻略ノート」を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。「短期集中プログラム」に基づいた「新・最短合格講座」は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 新民法・土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)(第六版)	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)(第六版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)(第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)(第三版)	1冊
提出課題	問題編(択一5回/書式3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVDまたはダウンロード(WMV)ファイル(約2時間30分/1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、**特別減免学費**でお申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円

登記業務の効率化を支援!

最新のデジタル環境で 登記業務を効率化!

測量CAD、基準点・用地測量から
3次元計測、登記図面作成までをトータルでサポート!
登記情報の活用や地積測量図等の図面作成を効率的に!



革新の64bitアプリケーション

TREND-ONE

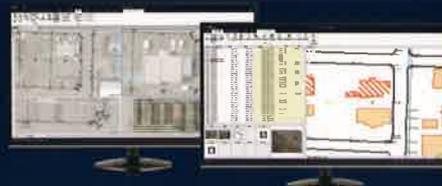
測量CADシステム【トレンドワン】

● 現場データを重ねてわかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

● マルチディスプレイ



複数画面で作業効率がアップ!

● ラスタ・写真の軽快感



大量の写真も手軽に活用!

福井コンピュータソリューションで、登記業務をさらに効率化。



TREND-FIELD

現場端末システム【トレンドフィールド】



現況観測や調査・立会の図面持出に活用!
TREND-ONEとのデータ連携で素早く成果・資料作成。境界観測・図面表示・敷地調査など、多目的に活用できる現場端末システム。



TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンドポイント】



3次元測量データを素早く編集・活用!
ドローン等で計測した点群データを、高速に取り込んで編集可能な3D点群処理システム。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用可能。



TREND REG/C

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】



登記書類の作成・管理業務を支援!
不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成、および事件管理・顧客管理・立会の管理に至るまで、ワンパッケージでサポートする土地家屋調査士専用システム。



境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら



遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは TEL 089-943-6785

◎受付/月～金 9:00～16:00
(ただし、祝祭日・12月29日～1月3日および調査士会で定める日は除く)

予約制

電話での相談はお受けしておりません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

協働

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会(境界問題相談センター愛媛)は、平成20年1月25日 法務大臣から認証されました。

かいけつサポート(認証紛争解決サービス)とは?

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。



JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内 TEL089-943-6785

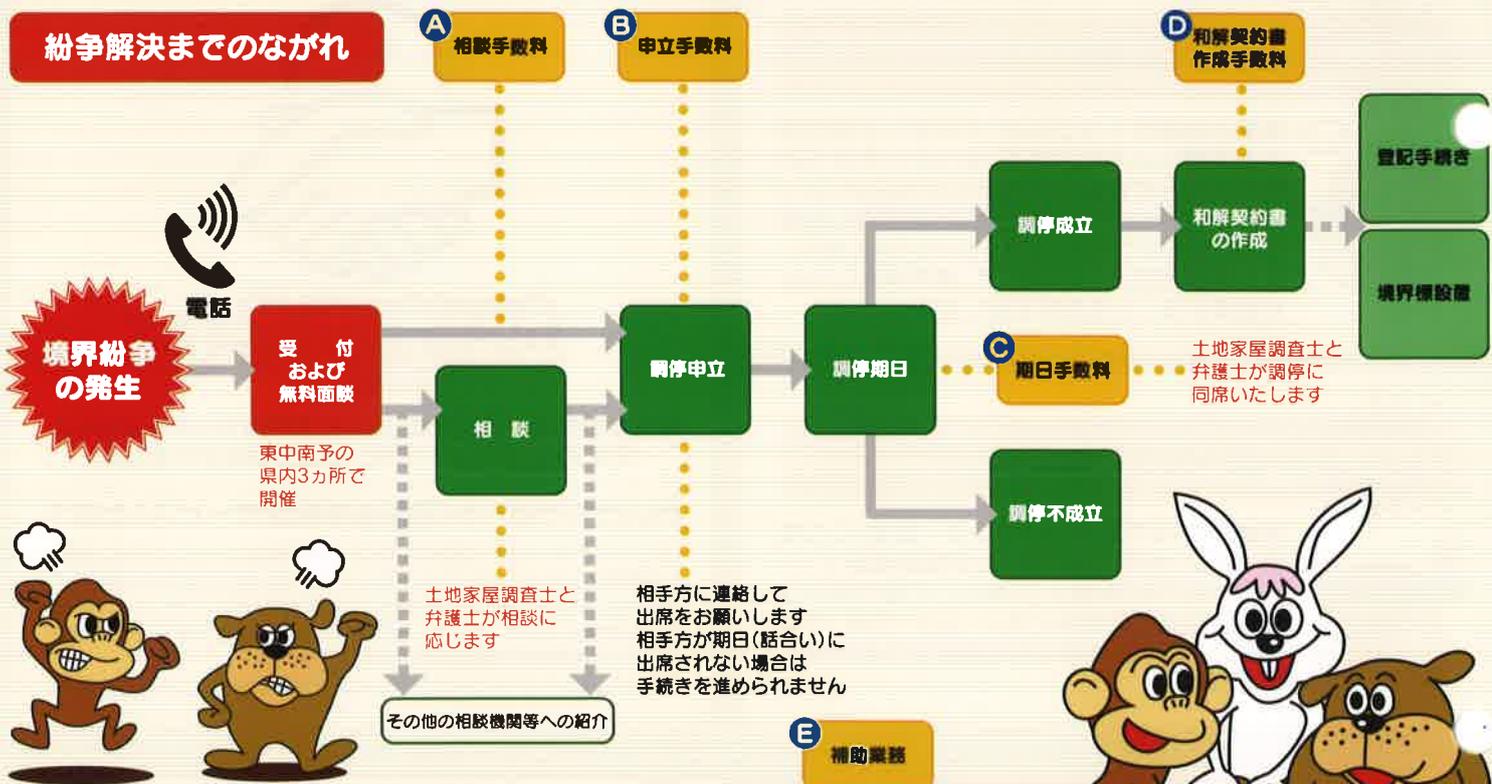
<http://www.kyokai110.jp>



境界のトラブルが発生したら

境界問題相談センター愛媛 をご活用ください。

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、公正・迅速そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。



●和解契約書作成までの費用(金額はすべて税込)

相談

◎相談手数料(1回の相談は1時間以内)
.....15,000円——(A)

調停

◎申立手数料.....20,000円——(B)
(申立人負担)

◎期日手数料.....当事者それぞれ10,000円——(C)
(1期日ごと)

◎和解契約書作成手数料
.....200,000円より——(D)
(原則として双方で負担)

補助業務

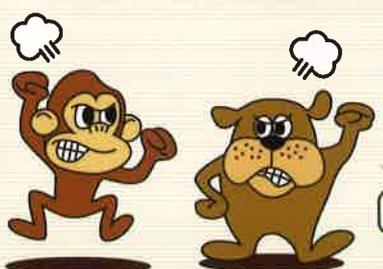
◎調査・測量・境界鑑定費用
.....必要に応じて随時見積もり——(E)
(原則として双方で負担)

●和解契約書作成後の費用

下記の費用が発生する場合があります

[原則として双方で負担、負担割合は合意による]

- ◎境界標設置費用
- ◎登記手続費用
- ◎登録免許税、印紙代
- ◎和解の内容を履行するための諸費用





会報えひめ No.138

発行日 令和2年1月1日
発行人 山本明宏
発行所 愛媛県土地家屋調査士会
松山市南江戸一丁目4-14
TEL (089) 943-6769
FAX (089) 943-6779
印刷所 クボタ印刷株式会社
松山市福音寺町579-6
TEL (089) 998-7771
